三　第一号の登記事項証明書に記載されている所有権の登記名義人又は表題部所有者その他前二号の措置により判明した当該農地又は採草放牧地の所有者と思料される者（以下この号及び次号において「登記名義人等」という。）が記録されている住民基本台帳又は法人の登記簿を備えると思料される市町村の長又は登記所の登記官に対し、当該登記名義人等に係る不確知所有者関連情報の提供を求めること。

四　登記名義人等が死亡又は解散していることが判明した場合には、農林水産省令で定めるところにより、当該登記名義人等又はその相続人、合併後存続し、若しくは合併により設立された法人その他の当該農地若しくは採草放牧地の所有者と思料される者が記録されている戸籍簿若しくは除籍簿若しくは戸籍の附票又は法人の登記簿を備えると思料される市町村の長又は登記所の登記官その他の当該農地又は採草放牧地に係る不確知所有者関連情報を保有すると思料される者に対し、当該不確知所有者関連情報の提供を求めること。

五　前各号の措置により判明した当該農地又は採草放牧地の所有者と思料される者に対して、当該農地又は採草放牧地の所有者を特定するための書面の送付その他の農林水産省令で定める措置をとること。

（農業委員会等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号ロ中「第四十三条第二項」を「第四十一条第二項」に改める。

（都市計画法施行令の一部改正）

第四条　都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第一号中「掲げる農地」の下に「（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同号ロに掲げる農地を含む。）」を加える。

第十六条の二第一号中「農地若しくは」を「農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。以下この号において単に「農地」という。）若しくは」に改め、「同項に規定する」を削る。

（農住組合法施行令の一部改正）

第五条　農住組合法施行令（昭和五十六年政令第百七十号）の一部を次のように改正する。

第五条の表第九十九条第十項の項中「規定する農地」の下に「（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）」を、「以下」の下に「この項において」を加える。

（独立行政法人農業者年金基金法施行令の一部改正）

第六条　独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成十五年政令第三百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「耕作の」を「耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この号及び第五条第二号ニにおいて同じ。）の」に、「第五条第二号」を「同号」に改め、同号イ及びロ中「すべて」を「全て」に改める。

第五条第二号ニ中「（昭和二十七年法律第二百二十九号）」を削る。

（旧農業者年金基金法施行令の一部改正）

第七条　独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令（平成十三年政令第三百六十三号）第一条の規定による改正前の農業者年金基金法施行令（昭和四十五年政令第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「農地等を」を「農地等（農地法第二条第一項に規定する農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）及び採草放牧地をいう。以下同じ。）を」に改める。

第七条の二第三号中「において耕作」の下に「（農地法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）」を加える。

（旧農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正）

第八条　独立行政法人農業者年金基金法施行令附則第七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令の一部を次のように改正する。

附則第四条中「規定する農地」の下に「（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）」を加える。

附則第七条第一号中「につき耕作」の下に「（農地法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第二号中「すべて」を「全て」に改め、同条第三号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に、「すべて」を「全て」に改める。

第二章　経過措置

第九条　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（以下この条において「改正法」という。）第二条の規定による改正後の農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第七条第三項ただし書、第十条第三項第二号、第三十二条第二項及び第三項（これらの規定を農地法第三十三条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第四十二条第三項第二号並びに第五十一条第三項第二号の規定は、改正法の施行の日以後に開始される探索について適用し、同日前に開始された探索については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十一月十六日）から施行する。ただし、第八条中独立行政法人農業者年金基金法施行令附則第七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令附則第七条第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

2　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）の項中「第三十六条第二項各号」を「第三十八条第二項各号」に改め、同項第六号中「第二十条第二項」を「第二十二条第二項」に改める。

総務大臣　石田　真敏
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　吉川　貴盛
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三